

「スクールロイヤーに ついて考える」



日時 令和8年**3月14日** 土
14時～16時15分(13時30分開場)

会場 熊本県弁護士会水道町会館3階
会議室1～3

駐車場はありませんので、ご来場の際は公共交通機関またはお近くのコインパーキングをご利用ください。



パネラー 熊本県教育委員会担当者、現役教員、
伊山俊太郎 弁護士 (熊本県弁護士会所属) ※予定

スクールロイヤー制度は、平成25年ころから大阪で始まった制度です。令和2年10月から熊本県でもスクールロイヤー制度が導入されました。全国的にもスクールロイヤー制度の導入が進んでいます。

熊本県においては、熊本県の他に菊陽町においてもスクールロイヤー制度が導入されています。

現場のニーズと、スクールロイヤーの現状、今後の展開等を踏まえて、あるべきスクールロイヤーとはどういうものなのかを議論します。ぜひご参加ください。

問合せ 熊本県弁護士会
熊本市中央区水道町9-8 (TEL: 096-325-0913)

【主催】 熊本県弁護士会
【共催】 日本弁護士連合会
【後援】 九州弁護士会連合会

